香川高等専門学校内部組織規則

平成 21 年 10 月 1 日制定

(目的)

- 第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則第5条 及び香川高等専門学校学則(以下「学則」という。)第11条の規定に基づき、香川高 等専門学校(以下「本校」という。)の内部組織(事務部組織を除く。)等に関することについて定め、もつて校務の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 第2条 本校の校務は、次の各号の位置にあるキャンパスにおいて行う。
 - 一 高松キャンパス 香川県高松市勅使町
 - 二 詫間キャンパス 香川県三豊市詫間町
- 2 高松キャンパスに、次の各号に掲げる学則第7条第2項に定める学科(以下「学科」という。)及び学則第46条に定める専攻(以下「専攻」という。)を置く。
 - 一 機械工学科
 - 二 電気情報工学科
 - 三 機械電子工学科
 - 四 建設環境工学科
 - 五 創造工学専攻
- 3 詫間キャンパスに、次の各号に掲げる学科及び専攻を置く。
 - 一 通信ネットワーク工学科
 - 二 電子システム工学科
 - 三 情報工学科
 - 四 電子情報通信工学専攻

(教員組織)

- 第3条 この規則において、教員とは、学則第8条第1項に定める校長、教授、准教授、講師、助教及び助手で、本校に常時勤務するものをいう。
- 2 本校に、学科、専攻のほか、一般教育科を置き、教員(校長を除く。)は、学科、 専攻及び一般教育科(以下「学科等」という。)又は第19条に定める地域人材開発本 部のいずれかに属するものとする。

(副校長)

- **第4条** 第2条第1項に定める各キャンパスに副校長をそれぞれ置く。
- 2 副校長は、教授をもつて充て、校長の命により、校長の補佐を行う。

- 3 副校長は、校長が不在のときは、その職務を代行する。 (校長補佐)
- 第5条 本校に校長補佐を置くことができる。
- 2 校長補佐は、教授又は准教授をもつて充て、校長の命により、本校の運営に係る 特定の事項について、校長の補佐を行う。

(主事)

第6条 各キャンパスに教務主事、学生主事及び寮務主事(以下「主事」という。)を それぞれ置き、教務主事は教授、学生主事及び寮務主事は教授又は准教授をもつて 充てる。

(副主事)

- 第7条 教務主事,学生主事及び寮務主事の下に,それぞれ教務副主事,学生副主事及び寮務副主事(以下「副主事」という。)を置くことができる。
- 2 副主事は、教授、准教授又は講師をもつて充て、校長が任命する。
- 3 副主事は、当該主事を補佐し、所掌の業務を処理する。(主事補)
- 第8条 教務主事, 学生主事及び寮務主事の下に, それぞれ教務主事補, 学生主事補 及び寮務主事補(以下「主事補」という。) を置くことができる。
- 2 主事補は、教授、准教授、講師又は助教をもつて充て、校長が任命する。
- 3 主事補は、主事の命を受け、所掌の業務を処理する。 (専攻科長)
- 第9条 学則第44条に定める専攻科に専攻科長を置き,第10条に定める専攻長をもつて充て、校長が任命する。
- 2 専攻科長は、校長の命を受け、専攻科の管理、運営に関することを処理する。 (専攻長)
- 第10条 専攻科に、創造工学専攻長及び電子情報通信工学専攻長(以下「専攻長」という。)を置く。
- 2 専攻長は、教授、准教授をもつて充て、校長が任命する。
- 3 専攻長は,専攻科長を補佐し,所掌の業務を処理する。 (学科長等)
- 第11条 各学科に学科長,一般教育科に各キャンパスの一般教育科長(以下「学科長等」という。)を置く。

- 2 学科長等は、校長の命を受け、それぞれの学科等を代表し、当該学科等における 次の各号に掲げる事項を処理する。
 - 一 教育計画の立案に関すること。
 - 二 教員の研究,勤務の把握に関すること。
 - 三 学生の教育、指導に関すること。
 - 四 学科等内の連絡、調整に関すること。
 - 五 その他校長の指示する事項
- 3 学科長等は、教授又は准教授をもつて充て、校長が任命する。

(一般教育教科主任)

- 第12条 一般科目の各教科にそれぞれ一般教育教科主任(以下「教科主任」という。) を置く。
- 2 教科主任は、各教科ごとに、それぞれの教科を担当する教授、准教授又は講師を もつて充て、校長が任命する。
- 3 教科主任は、校長の命を受け、次の各号に掲げる事項を処理する。
 - 一 教科の指導方針策定に関すること。
 - 二 授業時間割りの作成に関すること。
 - 三 各学科長及び教務委員会との連絡調整に関すること。
 - 四 その他校長の指示する事項

(専攻科長等の任期)

第13条 第7条及び第9条から第11条に掲げる職務の任期は2年,第8条及び第12 条に掲げる職務の任期は1年とし,再任を妨げない。ただし,欠員を生じた場合の後 任者の任期は,前任者の残任期間とする。

(学級担任及び学級副担任)

- 第14条 学則第7条第2項に定める各学級に学級担任を置き、学級副担任を置くことができる。
- 2 学級担任及び学級副担任は、教授、准教授、講師又は助教をもつて充て、校長が 任命する。
- 3 学級担任は、校長の命を受け、各主事、学級所属の学科長等及び当該学年の学年 主任と連絡を密にし、学級における次の各号に掲げる事項を処理する。
 - 一 教務に関すること。
 - 二 学生指導に関すること。

- 三特別活動に関すること。
- 四 管理運営に関すること。
- 五 その他校長の指示する事項
- 4 学級副担任は、当該学級担任を補佐する。

(学年主任)

- 第15条 第1学年, 第2学年及び第3学年にそれぞれ各キャンパスの学年主任を置く。
- 2 学年主任は、当該学年の学級担任のうちから校長が任命する。
- 3 学年主任は、校長の命を受け、各主事及び当該学年の学級担任と連絡を密にし、 担当する学年の運営に関することを処理する。

(学級担任等の任期)

第16条 学級担任,学級副担任及び学年主任の任期は,1年とする。ただし,欠員を 生じた場合の後任者の任期は,前任者の残任期間とする。

(教育研究施設)

- 第17条 本校に、教育研究施設として、次の各号に掲げる施設を置き、それぞれに施設を置く。
 - 一 図書館
 - 二 情報基盤センター
 - 三 AI 社会実装教育研究本部
 - 四 社会基盤メンテナンス教育センター
- 2 図書館は、各キャンパスに置くものとする。
- 3 AI 社会実装教育研究本部は、各キャンパスに AI 社会実装教育研究センターを置く ものとする。
- 4 教育研究施設及び施設長に関する事項は、別に定める。

(学生相談等施設)

- 第18条 本校に、学生相談等施設として、次の各号に掲げる施設を置き、それぞれに施設長を置く。
 - 一 学生相談室
 - 二 キャリアサポートセンター
 - 三 いじめ防止対策室
 - 四 修学サポート室
- 2 学生相談室、いじめ防止対策室及び修学サポート室は、各キャンパスに置くものと

する。

3 学生相談等施設及び施設長に関する事項は、別に定める。 (地域連携推進施設)

- 第19条 本校に、地域連携推進施設として、地域人材開発本部を置き、地域人材開発本部長を置く。
- 2 地域人材開発本部の下に、次の各号に掲げるセンターを置き、それぞれにセンター 長を置く。
 - ー みらい技術共同教育センター
 - 二 地域イノベーションセンター
- 3 地域人材開発本部並びに地域人材本部長及びセンター並びにセンター長に関する 事項は、別に定める。

(教育研究支援施設)

- 第20条 本校に、教育研究支援施設として、技術教育支援センターを置き、技術教育 支援センター長を置く。
- 2 技術教育支援センター及び技術教育支援センター長に関する事項は、別に定める。 (各種活動推進室)
- 第21条 本校に、各種活動推進室として、次の各号に掲げる室を置き、それぞれ室長を置く。
 - 一 総務・広報室
 - 二 国際交流室
 - 三 ダイバーシティ推進室
 - 四 教学 I R室
- 2 各種活動推進室及び室長に関する事項は、別に定める。

(企画評価室)

- 第21条の2 本校に,教育研究活動等及び学校運営の水準向上に資するために,企画評価室を置き,企画評価室長を置く。
- 2 企画評価室及び企画評価室長に関する事項は、別に定める。

(会議及び委員会等)

- 第22条 本校に、会議及び委員会等を置く。
- 2 会議及び委員会等に関する事項は、別に定める。

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか、内部組織に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に任命される第7条から第12条,第14条及び第15条に掲げる職務の任期は,第13条及び第16条の規定にかかわらず,平成22年3月31日までとする。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。